

医業経営情報

NO. 98 否認されないMS法人との取引金額（その2）

前回の医業経営情報No. 97で病医院とMS法人との取引例として下記取引を挙げました。

病医院とMS法人との取引例

- | | |
|-----------------|----------------|
| ①建物や土地等の不動産賃貸借 | ②車両や器具備品等のリース |
| ③消耗品や事務用品等の商品売買 | ④診療報酬請求事務代行 |
| ⑤経理事務や給与計算事務 | ⑥経営コンサルタント |
| ⑦清掃業務 | ⑧病医院の設備管理や保守業務 |
| ⑨ホームページ作成・管理業務 | |

前回は①から③までの取引金額の決め方について説明致しましたので今回はその続きとなります。

取引金額の決め方

④診療報酬請求事務代行の取引金額

診療報酬請求事務代行の取引金額と聞くとまず思いつくのは、保険請求金額×〇%という計算式だと思います。

実際に診療報酬請求事務代行を行っている会社の多くは保険請求金額×〇%という方法で委託費を請求していると思います。

委託費の割合ですが、2%～3%程度が相場ではないかと思えます。

ところで、MS法人が診療報酬請求事務代行を行う場合、気をつけなければならないのは割合より、実際に診療報酬請求事務を行う職員がMS法人にいるかどうかです。

たまにMS法人には理事長の奥様が役員としているだけで、実務を行っている職員がいないにもかかわらず、3%以上という高い割合で診療報酬請求事務を受託しているケースを見かけますが、これでは取引の実態がないとして税務調査で否認される可能性があります。

また、実際に診療報酬請求事務を行っている職員は複数名いるのに、MS法人には1名しか在職していない場合も見受けられます。委託費の割合が低ければ問題ありませんが、高い割合で委託費を請求していればMS法人側は診療報酬請求事務業務の利

益率が非常に高くなってしまいます。

最近では病医院に対する税務調査であっても、取引の経済的合理性や妥当性を確認したいのでMS法人側の原価を教えることを依頼してくるケースがあるので要注意です。

仮に診療報酬請求事務委託費として病医院は年間3,000万円支払っているのに、MS法人に在職している職員はたった一人で、しかも給料は年収300万円しかなければ、MS法人での利益率は90%になってしまいます。これでは取引の妥当性がないとして否認されても仕方ないと思います。

【同族会社の行為計算否認と寄付金認定】

以前、ある税理士に医療法人とMS法人との取引に実態がない場合は税務調査で取引を否認される可能性があるという指摘を受けた時に、「医療法人は同族会社ではないので同族会社の行為計算否認の規定は適用されない。したがって取引を否認されることはない」と言われたことがあります。

同族会社の行為計算否認とは、税務署が法人税の負担を不当に減少される行為と認めるものについては損金として認めないという規定で、確かに医療法人は同族会社ではないのでこの規定は適用されません。

しかし、寄付金の損金不算入の規定は医療法人にも適用されます。

寄付金には金銭で直接的に寄付したもの以外にも、金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与、役員個人が負担すべきものと認められるもの、低廉譲渡等による実質的に贈与又は供与したと認められるものも含まれます。

つまり、業務委託費であっても取引の経済的合理性や妥当性がないものは、医療法人からMS法人に寄付したものとみなされ、寄付金の損金不算入の規定が適用されるという事です。

ですから一つ一つの取引にそれぞれ実態があり、かつ、取引金額の妥当性があるようにしなければなりません。

⑤経理事務や給与計算事務の取引金額

経理事務や給与計算事務はMS法人に委託する事例が多い取引です。

一般の会社に委託する場合、経理事務は事務員派遣、給与計算事務は職員1名当たり〇〇〇円という形で委託するのがポピュラーな方法だと思います

事務員派遣は1時間当たり2,000円以上、又は常勤職員1人当たり月40万円以上が相場ではないかと思います。

給与計算事務は計算する職員数により異なってきますが、職員1名当たり1,500円～3,000円位が相場ではないかと思います。

しかし、MS法人に経理事務や給与計算事務を委託する場合、1時間当たりとか職員1名当たりという方法で委託することはほとんどなく、月額で委託するのが一般的です。

月額で委託する場合の取引金額の決め方ですが、MS法人で職員に支払う人件費の1.3倍～2倍程度にするのが妥当性のある範囲だと思います。

会計事務所に記帳事務を委託している病医院であれば、記帳事務分をMS法人と会計事務所とで契約することで、より多くの利益をMS法人に移すことができます。例えばMS法人が会計事務所に支払う記帳事務委託費が月額10万円であれば、MS法人は病医院に月額13万円～20万円程度を請求することができるからです。

⑥経営コンサルタントの取引金額

経営コンサルタントもMS法人に委託する事例が多い取引ですが、診療報酬事務代行業務や経理事務等と違って世間一般の相場というものがありません。

以前、大企業の系列会社が病院と経営委任契約を結んだ時は、病院に常駐する職員1名につき一日5万円を請求してきました。系列会社は2名を病院に常駐させる予定だったので、委任料は2名×5万円×22日＝月額220万円とかなりの金額になります。

上記事例の場合、一応はそれなりの経験者を常駐させるという名目があるので、一日5万円という計算ができるかもしれませんが、MS法人の場合は実際にコンサルタントを行える職員がいない場合が多いと思います。

ですから、当事務所ではコンサルタント契約をMS法人とすることが多いです。こうすることでMS法人側にコンサルタント要員がいることになるからです。ただし、当然のことながら常駐職員ではないので、上記のよう一日5万円という計算はできないので、病医院に請求するコンサルタント料は当事務所の報酬の3倍以内を目安にしています。

⑦清掃業務の取引金額

清掃業務もMS法人に委託する事例が多い取引です。

一般の会社に委託する場合、清掃の内容にもよりますが、床面積当たり〇〇〇円又は清掃作業員一名につき1時間当たり〇〇〇円という形で委託するのがポピュラーな方法だと思います

床清掃の場合は㎡当たり150～300円、清掃作業員一名1時間当たり1,500円～2,000円位が相場ではないかと思います。

MS法人に清掃業務を委託する場合も、㎡当たり150円～300円で計算したり、MS法人に在職する清掃作業員の人件費の1.3倍～1.5倍程度とするのが妥当性のある範囲だと思います。

なお、再三書いておりますが、MS法人に実際に清掃業務を行う職員がいる必要があります。

また、病医院の清掃業務をMS法人に委託しているのであれば、病医院がダスキン等に直接清掃費等を支払うことがないように気をつけて下さい。

⑧病医院の設備管理や保守業務の取引金額

あまり多い事例ではありませんが、病医院の設備管理や保守業務をMS法人に委託するケースがあります。

なお、設備管理や保守業務とは、医療機器の管理・保守ではなく、建物付属設備の管理・保守のことです。医療機器の修理や保守は医療機器修理業の許可を取っている業者でないと行えないので、MS法人が受託することは一般的にはできません。

建物付属設備の管理・保守も資格保持者しかできない業務がたくさんあります。例えば電気設備関係は電気主任技術者等の資格が、消防用設備関係は消防設備士の資格が、ボイラーの管理・保守はボイラー技士の資格が必要です。

このように建物付属設備の管理・保守は資格保持者しか行えないことになっていますが、医療機器のように会社としての許可をとる必要はないので、MS法人が建物付属設備の管理・保守を受託することは可能ですが、MS法人に資格保持者が在職していることはほとんどなく、専門の会社に再委託するのが一般的です。

ですから、病医院の設備管理や保守業務の取引金額は、それら専門の会社に支払う委託料の1.2倍～1.3倍程度とするのが常識的な範囲だと思います。

⑨ホームページ作成・管理業務の取引金額

ホームページ作成・管理に特に資格は必要ありませんが、MS法人にホームページの作成・管理を委託している事例は少ないようです。これはホームページに力を入れている病医院がまだ少ないためだと思われます。

ホームページ作成料は一般的には作成するページ数によって異なってきます。

例えばページ数が5ページ程度であれば20万円～30万円程度が相場だと思いますが、ページ数が多くなるにつれて作成料も増えていきます。

また、動画やプログラムの作成を依頼すると作成料は更に増えていきます。

ホームページ管理料は依頼する内容により異なってきます。1ヶ月に一度程度のホームページ更新やアクセス管理程度であれば月額3万円～5万円程度ですが、ホームページのリニューアルやSEO対策等も含めて依頼すると月額20万円以上になるようです。

MS法人にホームページ作成・管理業務を委託する場合は、MS法人で支払う人件費又は委託費の1.5倍～2倍程度とするのが妥当な範囲だと思います。

MS法人の原価計算

前回の医業経営情報No. 97で税務調査で否認されないポイントに「MS法人側で収入に対する原価（費用）がある」と「調査官に渡せる資料を用意する」を挙げました。

これらは本誌2ページに「最近では医療法人に対する税務調査であっても、取引の経済的合理性や妥当性を確認したいのでMS法人側の原価を教えて欲しいと依頼してくるケースがあるので要注意」と書いたことと関係があります。

次ページの表は当事務所の顧問先の病院の税務調査でMS法人との取引の経済的合理性や妥当性を証明できる資料があるか？と聞かれた時に提出した資料です。（顧問先の特定が出来ないように金額等は細工しています。）

単位:千円

	総額	あん分基準	地代家賃収入	リース収入	レセ受託	事務委託	コンサルタント
賃貸料収入	300,000	直接	250,000	50,000			
管理料収入	80,000	直接			50,000	24,000	6,000
売上高合計	380,000		250,000	50,000	50,000	24,000	6,000
役員報酬	60,000	収入費率	39,474	7,895	7,895	3,789	947
スタッフ人件費	45,000	直接(レセ受託分)			17,000		
		直接(経理分)				8,000	
		収入費率(総務分)	13,158	2,632	2,632	1,263	315
人件費小計	105,000		52,632	10,527	27,527	13,052	1,262
法定福利費・福利厚生費	8,000	人件費率	4,010	802	2,097	995	96
水道光熱費	4,000	家賃2:レセ4:管理4)	800		1,600	1,600	
事務用品・消耗品費	500	比率(レセ5:事務5)			250	250	
地代家賃	3,000	収入費率	1,973	395	395	189	48
保険料	5,000	直接(車両保険)		1,500			
		直接(火災保険料)	2,000				
		収入費率(経営者保険)	987	197	197	95	24
修繕費	15,000	直接	10,000	5,000			
租税公課	10,000	直接	8,000	2,000			
減価償却費	100,000	直接	92,000	7,500	500		
委託外注費	6,000	直接	3,600				2,400
支払リース料	2,000	直接			1,500	500	
その他の費用	8,000	収入費率	5,263	1,053	1,053	505	126
経費合計	266,500		181,265	28,974	35,119	17,186	3,956
営業利益	113,500		68,735	21,026	14,881	6,814	2,044
利益率	29.87%		27.49%	42.05%	29.76%	28.39%	34.07%

別に上記のような表を作らなければならないという訳ではありませんが、上記のような資料を税務署に提出することで、MS法人との取引は原価計算を元にした妥当性のある取引だと主張することができると思います。

実際に当事務所ではMS法人との取引を否認されたことは今までに一度もありません。

以上、当事務所の経験を元にしたMS法人との取引金額の決め方について説明してきました。

なお、本誌で紹介した決め方はあくまで参考であり、税務調査では是認されることを保障したものではありません。実際にMS法人との取引金額を決める際は顧問の税理士とよくご相談のうえお決め下さい。

平成23年4月21日

西岡税理士・行政書士事務所

<http://www013.upp.so-net.ne.jp/nishioka/>

文責 西岡秀樹